

令和8年9月

お客様 各位

佐久浅間農業協同組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組に関するお知らせ

平素より佐久浅間農業協同組合をご愛顧いただき、厚く御礼申しあげます。

2021（令和3）年6月に政府が公表した2026（令和8）年度末までの手形・小切手の全面的な電子化の方針を受けて、金融機関は各種取組を進めています。これに伴い、当組合では、以下の対応を実施しますのでお知らせいたします。

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

手形・小切手の最終振出期限を2027（令和9）年3月31日（水）に設定します。最終期限日以降に振出された手形・小切手は、当座勘定より支払ができません。

2. 他金融機関を支払地とした手形・小切手の貯金入金、取立および振込受付の停止

2027（令和9）年4月1日（木）以降、他金融機関を支払地とする手形・小切手について、貯金入金、代金取立および同手形・小切手を代わり金とする当組合あての振込の受付を停止します。

手形・小切手の電子化は、政府・産業界・金融界が一体となり進めている取り組みです。お客様におかれましては、これを機にインターネットバンキングなどの電子的決済手段の活用をご検討いただきますようお願いいたします。

今後とも佐久浅間農業協同組合との変わらぬお取引を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上